

契約担当官
航空自衛隊第9航空団
会計隊長 木部 政治

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
 - (1) 品名（件名） シッターサービスの利用500時間以下9件
 - (2) 履行期間 令和8年8月1日 ～ 令和9年3月31日
 - (3) 履行場所 航空自衛隊那覇基地及び航空自衛隊那覇基地～各保育園等（往復1時間以内）
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
4. 入札日時 令和8年7月15日 10時30分
5. 参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。
 - (2) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合はこの限りではない。
 - (5) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDに格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された単価をもって決定する。入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は 7月 14日 17時まで に航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書等の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項及び適用契約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室
12. 契約方法 単価契約
13. 落札決定方式 予定総額決定
14. その他
 - (1) 入札説明会 無
 - (2) 入札参加希望者は、航空自衛隊那覇基地会計隊契約班まで連絡するとともに、資格決定通知書のコピーを入札開始前までに提出すること。
 - (3) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
 - (4) 消費税及び地方消費税（消費税及び地方消費税相当分を含む）は、請求金額が確定した段階で当該金額の10％に相当する額とする。なお、円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てる。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 松山 まで。

電話番号 098-857-1228・1229 FAX1221

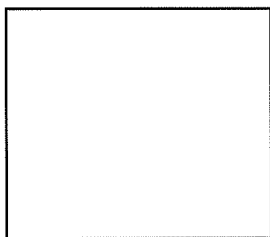
委任状

私は、
を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を
委任します。

記

1. 件 名 : シッターサービスの利用500時間以下9件

2. 代理人使用印鑑 :



令和8年7月15日

住所

委任者 社名

氏名

印

契約担当官

航空自衛隊第9航空団

会計隊長 木部 政治

殿

入 札 書

契約担当官
航空自衛隊第9航空団
会計隊長 木部 政治 殿

品 名（件 名）	規 格	単位	予 定 数 量	単 価	金 額	備 考
シッターサービスの利用500時間以下9件						
以下余白						

総額（含梱包運賃） ¥ 単価契約（ ） 税抜き

・ 履 行 期 間 令和8年8月1日 ～ 令和9年3月31日

・ 履 行 場 所 航空自衛隊那覇基地及び航空自衛隊那覇基地～各保育園等（往復1時間以内）

上記入札条件及び入札及び契約心得、契約条項承諾の上入札しました。

令和8年7月15日

住 所

会 社 名

代表者職位氏名印

内 訳 書

No. 1

NO.	品 名 （ 件 名 ）	規格	単位	予定数量	単 価	金 額	備 考
1	シッターサービスの利用	仕様書のとおり シッターリーダー及びシッター一般（日勤）	時間	500		()	
2	シッターサービスの利用	仕様書のとおり シッターリーダー及びシッター一般（夜勤）	時間	140		()	
3	シッターサービスの利用	仕様書のとおり シッター一般2人目（日勤）	時間	500		()	
4	シッターサービスの利用	仕様書のとおり シッター一般2人目（夜勤）	時間	140		()	
5	シッターサービスの利用	仕様書のとおり シッター一般3人目（日勤）	時間	500		()	
6	シッターサービスの利用	仕様書のとおり シッター一般3人目（夜勤）	時間	140		()	
7	シッターサービスの利用	仕様書のとおり 送迎	回	24		()	
8	シッターサービスの利用	仕様書のとおり 交通費	回	320		()	
9	シッターサービスの利用	仕様書のとおり 管理費	月	8		()	
10		以下余白					
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
					計	()	

航空自衛隊仕様書			
仕様の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	シッターサービスの利用	那基LPS-X003037-1	
		承認	令和6年 7月 9日
		作成	令和6年 7月 9日
		改正	令和8年 2月13日
		作成部隊等名	第9航空団業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊那覇基地内において行うシッターを活用した臨時託児役務の利用について適用する。

1.2 引用文書

a) 法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

2 役務に関する要求

2.1 実施場所

航空自衛隊那覇基地内の官側の指定する場所とする。

2.2 役務期間

役務期間については、調達要領指定書のとおり。

2.3 役務の内容

a) 子供の一時預かり

契約相手方は、官側の指定する実施場所にシッターを配置し、以下の要件に基づき役務の提供を行う。また、子供の送迎を必要とする場合は、契約相手方が準備する車両等を手配し、実施場所から基地外の保育園等までを基準とし、1回の送迎で最大往復1時間の送迎を行う。

1) 実施日時

契約期間内の昼間及び夜間において、予め官側が指定する日にち・時間帯とし、次による。

時間帯は、以下を基準とする。

1.1) 平日 1700から翌日0900までの間

1.2) 土日・祝日 終日

2) 予定数量

予定数量は、調達要領指定書のとおりとする。

3) シッターの配置人数及び技能

調達要領指定書のとおり。

件 名	シッターサービスの利用
-----	-------------

- 4) 子供の人数
調達要領指定書のとおり。
- 5) 対象範囲
生後6ヶ月から小学生までとする。(病児, 病後児及び心身に障害を有する児童は対象範囲外とする。)
- 6) 実施方法
 - 6.1) シッターは、役務の開始時に発注内容に基づき受付を行う。
 - 6.2) シッターは、予め子供の健康状態や行動について十分に把握する。
 - 6.3) 送迎は、シッターを随行（必要最低限の人数）させる。
 - 6.4) 子供に関わる飲食物、オムツなどの消耗品等については、隊員（保護者）が持参したものを使用する。
 - 6.5) 遊具・玩具については、隊員（保護者）が持参したもの又は官側が準備したものを使用する。
 - 6.6) シャワー設備がある場合、官側と調整の上、シャワー等を活用し、子供の衛生状況を保つ。設備がない場合についても、努めて子供の衛生状況を保つ。
細部は、官側の指示に応じて実施する。
 - 6.7) 役務で使用する場所については、役務開始前後に清掃を実施する。
 - 6.8) 役務終了後、日々業務報告書を官側に提出する。
 - 6.9) 契約相手方は、受け付けた予約内容及び申請理由を電子データ（メール送信）により速やかに官側に報告し、確認を受ける。
 - 6.10) その他、契約期間中に生じた問題等がある場合には、速やかに官側に報告の上、官側からの指示に応じて必要な対応を行う。

b) 契約相手方の要件

- 1) 契約相手方は、契約期間を通じて、官側に配置するシッターを指定し、指定する者の氏名、生年月日、シッターの経験年数、教育受講状況及び顔写真を、官側の指定する日までに提出し、事前に承認を得るものとする。また、変更があった場合についても、同様とする。
- 2) 契約相手方の社内又は社外において、契約相手方の指定するシッターサービスに関する教育を定期的に受講していること。ただし、保育資格又は幼稚園教諭免許保有者については、この限りでない。
- 3) 契約の締結日において、シッター、保育園、幼稚園及びその他これに類する施設における保育業務の勤務経験が通算3年以上あること。ただし、保育士資格又は幼稚園教諭免許保有者については、この限りでない。

なお、2)に該当する者で、実績が3年未満の者を指定する場合は、官側と事前に調整を行う。

c) シッターサービス利用説明会の実施

契約相手方は、航空自衛隊那覇基地において、サービスの内容、利用手続き等に関する説明会を官側の要請に応じて、契約期間中に2回程度実施する。

なお、実施に伴う日時等の細部事項については、官側と調整の上、決定する。

件 名	シッターサービスの利用
-----	-------------

2.4 発注

- a) 子供の一時預かりの発注は、契約相手方が保有する予約アプリケーション、電子メール、電話等により行う。
- b) 発注にあたり、官側は契約相手方の定める申込期限に応じて実施することを原則とする。

3 監督・検査

3.1 監督

監督官は、履行途中において必要な事項に関し、立会い又は提出書類により仕様書等の要求事項に合致しているかを確認する。

3.2 検査

検査は、本仕様書及び契約担当官等の定める検査実施要領による。また、検査官は、提出書類について、審査する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

a) 日々業務報告書、業務完了報告書

契約相手方は、役務終了後、日々業務報告書（表 1 のとおり。）を作成し、官側に提出する。また、各月終了後は、日々業務報告書の内容を集計等した業務完了報告書（表 2 のとおり。）を作成し、官側に提出する。

b) 提出方法

電子データ（メール送信）により行うものとする。電子データは、文書作成、表計算ソフト等を用いて閲覧・編集することができる形式とする。

c) 提出先

航空自衛隊第 9 航空団基地業務群業務隊厚生班

d) 提出期限

提出期限は、次のとおり。

日々業務報告書：役務終了後速やかに

業務完了報告書：翌月の 5 日（休日の場合はその翌日）まで

e) 官側の確認

契約相手方は、官側から求めがある場合には役務実施状況について説明を行う。

4.2 賠償責任保険

シッターが、子供の一時預かりをしている間において、シッターの故意又は過失により当該子供及び第三者を死傷させた場合又は財物に損壊を与えた場合等に備えるため、契約相手方が被る法律上の賠償責任を補償する保険（傷害保険、賠償保険等の保険）に加入していること。

4.3 保全

- a) 契約相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず本契約に関する情報の管理に万全を期するとともに、守秘義務を負うものとし、その効力は本契約契約終了後も継続する。また、契約相手方の契約の一部を第三者に請け負わせる場合には、当該者に同様の保全の約定をさせる。

件 名	シッターサービスの利用
-----	-------------

- b) 携帯電話、パソコン及び可搬記憶媒体の持込みについて官側と協議の上、その指示に従うこと。
- c) 子供の預かり状況を確認可能な録画機能付きカメラを設置し、事故等の発生時及び官側の要請に応じ記録映像を開示する。

4.4 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、**個人情報の保護に関する法律**を遵守する。

4.5 官側の支援

契約相手方は、本契約の履行にあたり必要な場合、官側と調整の上、次の事項について官側の支援を無償で受けることを可能とする。

- a) 航空自衛隊那覇基地内の官側の指定する施設の利用
- b) 航空自衛隊那覇基地内の官側の指定する場所における電力、水、内線電話等及び官側の保有する関連機材の使用
- c) その他、官側が必要と認めた事項

4.6 航空自衛隊那覇基地内への出入り、施設への立入及び官有設備の使用手続き

本契約の履行にあたり、航空自衛隊那覇基地内への出入り、施設への立入及び官有設備の使用については、航空自衛隊那覇基地で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うこと。

4.7 緊急事態における処置

緊急事態時において、航空自衛隊那覇基地所属隊員が緊急登庁を行う状況下で、子供の預け先の確保が困難な隊員が発生した際に、官側が基地内において、一時的に子供の面倒を見る施設（以下、「緊急登庁支援所」という。）を開設・運営する場合の処置は、次のとおりとする。

- a) 緊急登庁支援所の開設所要が発生した際、一時預かりを実施している間の場合、官側へ必要事項を申し送り、役務を終了する。
- b) 緊急登庁支援所の開設所要が発生した時から最大5日以内に一時預かりの実施予定がある場合、一時預かり実施予定日の前日までに官側と契約相手方の間で調整し、一時預かりの実施の可否を決定する。

4.8 仕様書の疑義

契約相手方は、本契約の履行にあたり、本仕様書に対して疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議する。

表 1 一日々業務報告書

作成者

実 施 日	令和 年 月 日 ()
時 間	
子 供 の 人 数	名
子 供 の 年 齢 内 訳	名
シ ッ タ ー 氏 名 (全 員 分)	計 名
一時預かり時の子供の状況	
一時預かり後の子供の異常の有無	有 ・ 無 (異状有の場合の細部状況を記載)
一時預かり後の施設の異常の有無	有 ・ 無 (異状有の場合の細部状況を記載)
特 記 事 項	

表 2－業務完了報告書

(月分)

期日 (曜日)	時間	預 かり 人数	年 齢 内 訳					一時預か り後の子 供の異常 の有無	一時預か り 後 の 施設の異 常の有無	記 入 者
			6ヵ 月	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳 以上			
1 ()										
2 ()										
3 ()										
4 ()										
5 ()										
6 ()										
7 ()										
8 ()										
9 ()										
10 ()										
11 ()										
12 ()										
13 ()										
14 ()										
15 ()										
16 ()										
17 ()										
18 ()										
19 ()										
20 ()										
21 ()										
22 ()										
23 ()										
24 ()										
25 ()										
26 ()										
27 ()										
28 ()										
29 ()										
30 ()										
31 ()										
合計										

調達要領指定書	発 簡 番 号					
	調達要求番号	業役 8 - 1 1				
	調達要求年月日	令和 8 年 7 月 2 日				
	作 成 部 課	第 9 航空団基地業務群業務隊				
	作 成 年 月 日	令和 8 年 6 月 3 0 日				
品 名	シッターサービスの利用					
仕様書番号	那基 L P S - X 0 0 3 0 3 7 - 1					
指定事項：						
2.2 役務期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。 2.3 役務の内容 2) 予定数量 シッター配置及び送迎予定数量は表 1 のとおり。 表 1 - 予定数量 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>シッター配置時間</td> <td>送迎役務回数</td> </tr> <tr> <td>6 4 0 時間</td> <td>2 4 回</td> </tr> </table> 3) シッターの配置人数及び技能 最大 4 名（基準）のシッターを配置する。当該シッターは、2.3 a)5)に定める子供の対象範囲に対応する保育技能を有するものとする。 ただし、2 人以下を下回ることはいできない。最大の人数については、状況に応じて、別途協議する。 4) 子供の人数 子供の人数は、月齢に応じ契約相手方が最大 4 名（基準）のシッターで対応可能な範囲とし、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たすものとする。			シッター配置時間	送迎役務回数	6 4 0 時間	2 4 回
シッター配置時間	送迎役務回数					
6 4 0 時間	2 4 回					

市 場 価 格 調 査 書

会社名：

履行期間： 令和8年8月1日 ～ 令和9年3月31日

履行場所： 航空自衛隊那覇基地及び航空自衛隊那覇基地～各
保育園等（往復1時間以内）

No.	品 名 （ 件 名 ）	規 格	単 位	予定数量	単 価	金 額
1	シッターサービスの利用	仕様書のとおり シッターリーダー及びシッター一般（日勤）	時間	500		
2	シッターサービスの利用	仕様書のとおり シッターリーダー及びシッター一般（夜勤）	時間	140		
3	シッターサービスの利用	仕様書のとおり シッター一般2人目（日勤）	時間	500		
4	シッターサービスの利用	仕様書のとおり シッター一般2人目（夜勤）	時間	140		
5	シッターサービスの利用	仕様書のとおり シッター一般3人目（日勤）	時間	500		
6	シッターサービスの利用	仕様書のとおり シッター一般3人目（夜勤）	時間	140		
7	シッターサービスの利用	仕様書のとおり 送迎	回	24		
8	シッターサービスの利用	仕様書のとおり 交通費	回	320		
	シッターサービスの利用	仕様書のとおり 管理費	月	8		
		以下余白				
		税抜き			計	